

# NOLTA ソサイエティ運営規程

(平成 26 年 9 月 16 日 理事会制定)

## 第 1 章 総則

第 1 条 NOLTA ソサイエティ(以下本ソサイエティと称する)の構成および運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款、規則ならびにソサイエティ規程に定めるものの外、この規程による。なお、定款、規則ならびに本会規程類におけるソサイエティに関する条項は、基礎・境界ソサイエティとの共同体として適用される。

## 第 2 章 研究活動領域および事業

第 2 条 本ソサイエティの研究活動領域は、非線形理論とその応用に関する研究調査活動とする。

第 3 条 本ソサイエティはソサイエティ規程第 2 条の目的を達成するためソサイエティ規程第 3 条に定める事業のほかに次の事業を行う。

- イ) 講演会、討論会、講習会ならびに見学会の開催
- ロ) 国際会議・国内会議の開催
- ハ) 基礎・境界ソサイエティとの共同体運営事業
- ニ) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 組織

第 4 条 本ソサイエティの運営を円滑に行うため、NOLTA ソサイエティ運営委員会(以下運営委員会と称する)、NOLTA ソサイエティ編集会議、ならびに研究専門委員会をおく。

第 5 条 本ソサイエティには、次のソサイエティ委員をおく。

- イ) ソサイエティ会長 1 名
- ロ) 次期ソサイエティ会長 1 名
- ハ) NOLTA 編集委員長、同編集幹事各 1 名
- ニ) 庶務幹事 2 名
- ホ) 会計幹事、電子広報担当幹事各 1 名
- ヘ) ソサイエティ内研究専門委員会の委員長、同副委員長各 1 名
- ト) ソサイエティ会長が必要と認めた特別委員若干名

第 6 条 ソサイエティ会長の選任方法は、別途定める。

- 2. ソサイエティ会長は、前条ハ) からリ) 項を別に定める手続きにより選定し、運営委員会の議を経て選任する。
- 3. ソサイエティ会長は、前項の選任結果を毎年 3 月末日までに会長に報告する。

第 7 条 ソサイエティ会長の任期は 1 年とし、重任できない。

第 8 条 次期ソサイエティ会長の任期は 1 年とし、重任できない。

2. 次期ソサイエティ会長は次期ソサイエティ会長としての任期の後、ソサイエティ会長に就任する。
3. 次期ソサイエティ会長は、ソサイエティ会長を補佐し、ソサイエティ会長に事故のあるときにはその職務を代行する。

第9条 第5条ニ)およびホ)項による幹事任期は2年とする。

第10条 NOLTA 編集委員長、同編集幹事の任期については、別途定める NOLTA ソサイエティ編集規程による。

第11条 研究専門委員会の委員長は、研究専門委員会で選定し、ソサイエティ会長に報告する。

第12条 ソサイエティ役員および委員の任期中の退任に伴う新任者の任期は、別に定める場合を除き、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

第13条 運営委員会は本ソサイエティの最高意志決定委員会であり、本ソサイエティ運営上必要な事項を審議し決定する。

2. 運営委員会は、本ソサイエティ委員により構成する。
3. 運営委員会の議長は、ソサイエティ会長とする。
4. 運営委員会は、その定足数を委員数の3分の2とし、委員数の過半数の賛同により本ソサイエティ運営上必要な事項を決定することができる。
5. 前項の定足数および過半数には委任状の数を含める。
6. 会議においての意思決定手続に関する規程は、運営委員会の決議を経て別に定める。

第14条 運営委員会は、特定の分野の学問、技術の発展普及を図るため、時限研究専門委員会をおくことができる。

第15条 運営委員会は、各分野の近傍新分野の探索、将来の研究テーマの調査を目的として、第三種研究会を設置することができる。

第16条 NOLTA ソサイエティ編集会議の構成ならびに運営は、別途定める NOLTA ソサイエティ編集規程による。

#### 第5章 研究専門委員会

第17条 研究専門委員会は研究専門委員長1名、副委員長1名または2名、専門委員若干名および幹事2名により構成する。なお、必要に応じて、幹事補佐および顧問若干名をおくことができる。

2. 研究専門委員会は、第一種研究会を定期的に開催し、必要に応じて第二種研究会を開催することができる。また、関連の国際会議・国内会議を主催することができる。ただし、国際会議・国内会議の主催については運営委員会の承認を経なければならない。

3. 研究専門委員長は、その研究専門委員会を主掌し、定期的にその活動状況を運営委員会に報告する。

4. 研究専門委員会は、別に定める様式、期日にしたがって、活動実績報告書および会計報告書を作成し、運営委員会で審議・承認を受けるものとする。

第18条 研究専門委員会の委員長の任期は1年とし、2期を越えてはならない。また、再任できない。

2. 研究専門委員会の副委員長、幹事、および幹事補佐の任期は2年とし、重任を妨げないが、研究専門

委員長が指示した場合を除き、引き続き 2 期を越えてはならない。

3. 研究専門委員会の専門委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。しかし、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き 3 期を越えてはならない。

第 19 条 研究専門委員会の新設、統廃合は、一定数以上の正員または運営委員会構成委員の提案により、運営委員会で審議決定し、結果を理事会に報告する。

第 20 条 時限研究専門委員会は、第二種研究会を開催し、また関連の国際会議・国内会議を主催することができる。ただし、国際会議・国内会議の主催については運営委員会の承認を経なければならない。

2. 時限研究専門委員会の新設は、一定数以上の正員または運営委員会構成委員の提案により、運営委員会で審議決定し、結果を理事会に報告する。

## 第 6 章 補則

第 21 条 国際会議・国内会議は別途定める NOLTA ソサイエティ国際会議・国内会議事務処理要項による。

第 22 条 本ソサイエティの構成および運営について、本規程に定めるものの外は、運営委員会において審議する。

第 23 条 本規程の変更は、運営委員会の議を経て、ソサイエティ連絡会議に報告し、理事会の承認を受けるものとする。

第 24 条 本規程は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則 ソサイエティ体制が整い、ソサイエティ会長の選任方法が定められるまで、以下の移行措置を取る。なお、下記に関わらずソサイエティ会長の選任方法が定められれば、それに基づき選任する。

- (1) 平成 26 年度ソサイエティ会長には、平成 26 年度 NOLTA サブソサイエティ長が就任する。
- (2) 平成 26 年度ソサイエティ次期会長は、平成 26 年度ソサイエティ会長が指名し、運営委員会にて承認する。
- (3) 平成 27 年度ソサイエティ次期会長は、平成 27 年度ソサイエティ会長が指名し、運営委員会にて承認する。

附則 International Symposium on Nonlinear Theory and its Applications は本ソサイエティの国際会議とする。

附則 Nonlinear Theory and Its Applications, IEICE は本ソサイエティの論文誌とする。

以上